

# 首都直下型地震に備え地域防災力向上へ 江東区総合防災訓練に参加しよう!



**9/1(日) 木場公園  
防災関係機関訓練**

**7~10月 区内小学校  
地域訓練**

▲大規模災害に備え、地域防災力を高めましょう(写真は昨年の木場公園の防災訓練)

区では、7~10月に区内5会場ですべて首都直下型地震を想定した総合防災訓練を実施します。区民の皆さんと区・防災関係機関等が連携を図り、災害を乗り越えるための訓練です。ぜひご参加ください。また地域の防災力向上のため、自主防災組織(災害協力隊)を結成しましょう。「防災都市江東」の実現のため、より一層のご協力をお願いします。

区と防災関係機関等が連携して災害に対処するための訓練を木場公園で行うほか、4か所の小学校等を会場に、自助・共助の防災行動力を高めるための地域訓練を実施します。いずれの

	日時	会場	主な訓練内容
防災関係機関訓練	9/1(日) 9:00~12:00	都立木場公園 多目的広場	消防署、消防団、自衛隊、医師会などの防災関係機関による救出救護訓練、社会基盤の応急復旧訓練、防災普及啓発コーナー等
地域訓練	7/7(日) 9:00(※)~12:00	数矢小学校 (富岡1-18-7)	避難行動訓練、避難所訓練(備蓄資機材や物資の取り扱い訓練、炊き出し訓練、避難所運営本部模擬会議等)、災害対応力向上訓練(初期消火訓練、応急救護訓練、可搬ポンプ・スタンドパイプ取り扱い体験、救出工具取り扱い訓練、地震体験車など) ※訓練想定を事前に知らせず、その場で考え対応する「発災対応型訓練」も取り入れる予定
	9/8(日) 9:00(※)~12:00	香取小学校 (亀戸4-26-22)	
	9/29(日) 9:00(※)~12:00	北砂小学校 (北砂1-3-36)	
	10/14(月・祝) 9:00(※)~12:00	元加賀小学校 (白河4-3-19)	

※地域訓練の開始時間は、今後若干変更する場合があります。区ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください

災害協力隊は、各地域の町会・自治会や管理組合を中心に結成されている自主防災組織です。平常時には防災知識の普及、防災訓練などを行い、災害時には初期消火活動、救出救護活動、避難誘導、さらに避難所の運営

会場も自由に参加できますので、ぜひ訓練会場に足をお運びください。

**時** 区内左表のとおり  
**申** 当日直接会場へ  
**問** 防災課防災担当  
 ☎(3647)9588

に携わります。

区では、災害協力隊を育成し、技術の向上を図るため、各種講習会の開催や防災資機材の貸与、活動費の一部助成、自主防災訓練の支援などを行っています。まだ地域の災害協力隊をご存じない方は、ぜひ防災訓練などに

ご参加ください。また、集合住宅等で災害協力隊が結成されていない場合は、地域の災害協力隊への参加や、新たな災害協力隊の結成を左記問い合わせ先までご相談ください。

**問** 防災課災害対策係  
 ☎(3647)9587

## 改正住民基本台帳法施行 外国人住民の方の 住基カード発行開始など

7/8(月)~

7月8日(月)から、外国人住民の方も日本人と同様に、住民票に住民票コードが記載され、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)の運用が開始されます。

**住基カード通知票の発送**

住民票コードは、住基ネットからの情報を正確・迅速に取り出すために必要となるもので、個人ごとの住民票に記載される11桁の数字です。この数字は、無作為に割り振られたもので、住民票コードから住所や生年月日を推測することはできず、ご家族で連番になることもありません。また、ご本人の申請により、住民票コードを変更することもできます。

江東区に住民票のある外国人住民の方へ、7月12日(金)以降、住民票コード通知票を郵送します。住民票コードは、今後行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管してください。

なお、この通知票により特に手続きをする必要はありません。

7月8日(月)から、ご本人の申請により、住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の交付を受けることができますようになります。住基カードはセキュリティに優れたICカードで「写真付住基カード」は公的な身分証明書としても使用できます。

**自動交付機の利用登録等が可能**

住基カードの交付を受けると、7月8日(月)から次の手続きが可能となります。

- 広域交付住民票の交付
- 転出届・転入届の特例
- 電子証明書機能の付加
- 自動交付機利用登録の付加

詳細は、郵送される住民票コード通知票に同封のお知らせをご覧ください。

**問** 区民課住民記録係  
 ※7月31日(水)まで  
 ☎(3647)8647  
 ☎(3647)8648  
 ※8月1日(木)以降は  
 ☎(3647)9328

## 7/6(土)・7/7(日) 証明書自動交付機を休止(詳細6面)



# 年金 納付が困難な方へ

## 平成25年7月以降の免除・若年者納付猶予の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日(月)から、平成25年7月～26年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した場合と比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。

免除申請は本人、配偶者および世帯主の平成24年中の所得により、日本年金機構が審査します。

若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、本人と配偶者

# 後期高齢者医療制度 自己負担1割・3割決定

## 申請により自己負担割合を1割にできる場合

後期高齢者医療制度では、平成25年度の住民税課税所得に応じて、8月1日(木)からの医療費の自己負担割合(1割または3割)を決めています。

負担割合が変更となる方には、7月中に新しい被保険者証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お手元の被保険者証を引き続きお使いください。

自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の被保険者数の増減等により、有効期間内であっても変更となる場合があります。

### 申請できる国民年金保険料免除

申請年度	申請日	審査対象期間	審査対象となる所得の期間
平成24年度分	7/31(水)まで	平成24年7月～平成25年6月分の年金保険料	平成23年1月～平成24年12月(平成24年度課税(非課税)証明書の内容)
平成25年度分	7/1(月)～平成26年7/31(木)	平成25年7月～平成26年6月分の年金保険料	平成24年1月～平成25年12月(平成25年度課税(非課税)証明書の内容)

※7月中に限り平成24・25年度の2年分申請可

# 高校・大学進学を支援

## 学習塾受講料等を無利子で貸付

### 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

○土地・建物を所有していない

○預貯金等資産の保有額が600万円以下であること

○世帯の生計の中心者

○収入が一定基準以下であること(下表参照)

○貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

# 障害者の緊急一時保護施設 リバーハウス東砂

## 葬儀・入院など緊急時に利用できる区分を新たに設定

緊急一時保護施設「リバーハウス東砂」は、主たる介護者等の緊急または一時的な理由によって、介護を要する障害者の方が家庭での介護を受けることが困難になった時に、利用するための施設です。このたび新たに「特別緊急一時保護」を設定し、ご要望の多かった緊急の事由による利用ができるようになりました。申し込みの際には、事前に部屋の空き状況の確認をお願いします。利用にあたっては条件があります。また、証明書類等が必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

○東砂福祉園内(東砂3-30-16) 入居者身体障害者手帳1～2級の方○愛の手帳1～4度の方○脳性まひ、進行性筋萎縮症の方○利用区分・申込可能期間・利用日数(下表のとおり)

○無料食事(実費負担あり)

利用区分	申込可能期間	利用日数
特別緊急一時保護	利用日の5日前～前日	1回につき2泊3日または6泊7日まで(事由により異なる)
緊急一時保護	利用日の3か月前～前日	・1回につき6泊7日まで ・レスパイト(※1)は、年度内10日まで(最長利用は7日) ・体験入所(※2)は、1泊2日(1回限り)
緊急一時保護(医療的ケア利用)	利用日の3か月前～4日前の正午(土・日、祝日、年末年始、東砂福祉園休業日を除く)	1回につき2泊3日まで

※1 介護者が旅行や休養をする場合  
※2 今後に備え、慣れるために利用する場合

### 収入の目安

扶養人数	総収入(年間)
0人	176万円以下
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下
4人	440万円以下
5人	500万円以下

※収入から家賃(一定額)を控除できます。詳細は窓口へご相談ください。

# プールは楽しく快適に

## ルールやマナーを守ってご利用を

本格的な夏の到来とともに、プールを利用する機会が増えてきます。感染症や事故を防ぐために、ルールやマナーを守って利用しましょう。

○保健所では安心してプールを利用していただくために、施設の安全、衛生管理について定期的に監視指導を行っています。

「プールに入る前は」

○かぜや下痢気味などで体調が悪いときはプールの利用は控えましょう。

○トイレを済ませ、シャワーで全身を洗い、タオルを準備運動も忘れずに。

「プールでは」

○監視員の指示に従い、排水口や循環水の吸込口付近では遊ばないようにしましょう。

○鼻をかんだり、つばを吐いたりするのはやめましょう。

○決められた場所以外での飲食はやめましょう。

「プールを出たあとは」

○目を洗い、うがいをして、シャワーで全身を十分に洗いましょう。

○衛生上の観点からタオルの貸し借りは控えましょう。

生活衛生課環境衛生係  
☎(3647)5862



